

# 建設業者に対する建設業法違反通報窓口

## 国土交通大臣許可業者に対する建設業の違反通報窓口

### 1 建設業法違反通報窓口（駆け込みホットライン）

主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業にかかる法令違反行為の通報を受け付けます。法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。

**TEL 0570-018-240**

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

**FAX 0570-018-241**

E-mail: [hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp)

【受付時間】10:00～12:00 , 13:30～17:00 (土日、祝日、閉庁日を除く)



## 都道府県知事許可業者に対する建設業の違反通報窓口

### 2 各都道府県の許可行政庁

都道府県知事許可業者に対しての建設業法違反通報については、許可行政庁（対象となる都道府県）で通報を受け付けます。

- 建設業者の許可行政庁を確認するにはこちらをご利用ください。



[国土交通省 建設業者・宅建業者等企業情報検索システム](#) [外部サイト]

- 各許可行政庁のご連絡先はこちらをご覧ください。



[国土交通省 建設産業・不動産業：許可行政庁一覧表](#) [外部サイト]